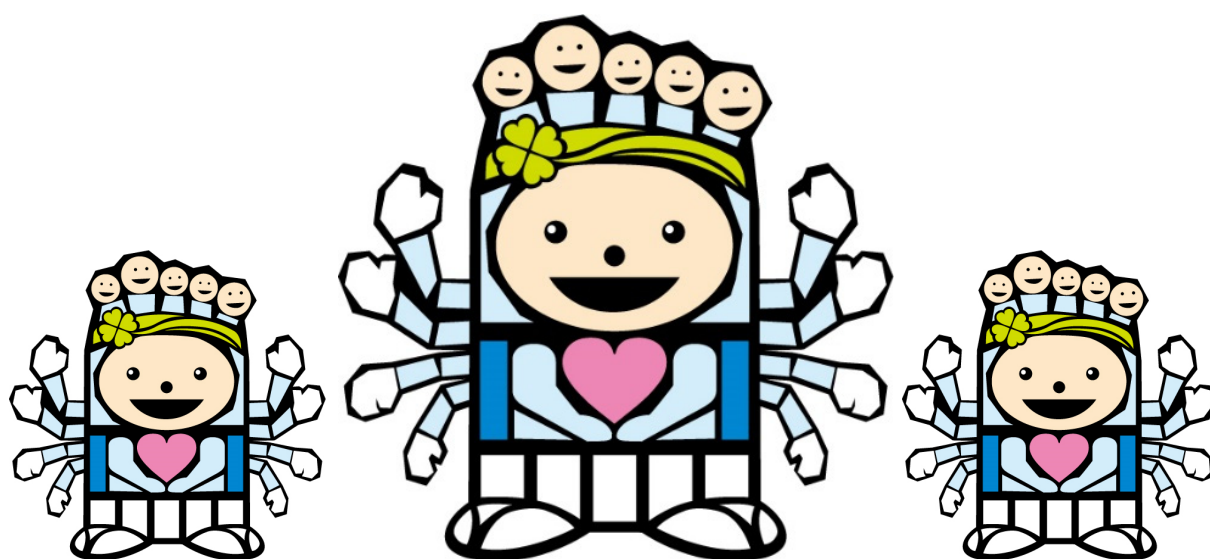


第7期 高鍋町障がい福祉計画
第3期 高鍋町障がい児福祉計画



令和6年3月

高 鍋 町

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画策定に向けた取り組み	1
第2章 高鍋町の現状	3
1. 人口構成	3
2. 身体障がい者の状況	3
3. 知的障がい者の状況	4
4. 精神障がい者の状況	5
5. 障害支援区分別の認定者数	5
6. 補装具の給付状況	6
7. 自立支援医療の状況	6
8-1. 特別支援学級の状況	7
8-2. 特別支援学校の状況	7
9. 障がい者の雇用状況	7
10. 難病患者の状況	8
第3章 令和8年度の数値目標の設定	9
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	9
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
3. 地域生活支援拠点等の整備	10
4. 福祉施設から一般就労への移行等	11
5. 障害児支援の提供体制の整備等	12
6. 相談支援体制の充実・強化等	13
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	14
第4章 障害福祉サービス等の実績と見込み量	15
1. 障害福祉サービス等の種類と内容	15
2. サービス見込み量の算出方法	22
3. 障害福祉サービス等の見込み量	23
4. その他活動指標の設定	27

第5章 地域生活支援事業	29
1. 理解促進研修・啓発事業	29
2. 自発的活動支援事業	29
3. 相談支援事業	30
4. 成年後見制度利用支援事業	31
5. 成年後見制度法人後見支援事業	31
6. 意思疎通支援事業	32
7. 日常生活用具給付等事業	33
8. 手話奉仕員養成研修事業	33
9. 移動支援事業	34
10. 地域活動支援センター事業	34
11. 日中一時支援事業	35
12. 点字・声の広報等発行事業	35
13. スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	36
14. 生活訓練等事業	36
15. 訪問入浴サービス事業	37
16. 福祉ホーム事業	37
第6章 計画の推進	38
1. PDCA サイクルによる計画の推進	38
2. 計画の見直し	38
参考資料	39
1. 「高鍋町障がい者計画」及び「高鍋町障がい福祉計画・高鍋町障がい児福祉計画」に関する 町民意識調査の概要	39
2. 高鍋町障がい者自立支援協議会設置要綱	40
3. 高鍋町障がい者自立支援協議会 委員名簿	42

※「高鍋町障がい者計画」及び「高鍋町障がい福祉計画・高鍋町障がい児福祉計画」に関する町民意識調査の結果は、
「第5次 高鍋町障がい者計画」に掲載しています。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本計画は、国及び県の関連計画及び地域の実情を踏まえ、障がいのある方々が地域で生きがいを感じながら自立した日常生活や社会生活を営めるよう、地域において必要なサービスを計画的に提供することを目的に策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

「高鍋町障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条の規定に基づき定めており、第6期計画の計画期間(令和3年度～令和5年度)が満了することから、令和6年度からの新たな第7期計画を策定するものであります。

また、「高鍋町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき定めており、第2期計画の計画期間(令和3年度～令和5年度)が満了することから、第3期計画を策定するものです。

(2) 関連計画との関係

本計画は、「第6次高鍋町総合計画・後期基本計画(高鍋みらい戦略)」及び「高鍋町地域福祉計画」、「高鍋町障がい者計画」を上位計画と位置づけます。

また、本計画は「高鍋町障がい者計画」における障がい福祉サービス等の整備に係る実施計画として策定します。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

なお、障がい福祉に関連する法律の制定又は中間評価によって見直し等が必要な場合には、本計画期間中であっても見直しを実施することとします。

4. 計画策定に向けた取り組み

本町では、計画策定の基礎資料として活用することを目的に、障害者手帳の所持者、一般町民、障がい福祉サービス事業所を対象としてアンケート調査を実施しました。

調査結果を参考にしながら、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障がい者団体、保健、医療、教育、就労、地域の関係者で構成する「高鍋町障がい者自立支援協議会」を開催し、5回にわたる協議を重ね、本計画を策定しました。(※「第5次高鍋町障がい者計画」も同時策定。)

計画策定の経過

年月日	内 容
令和5年7月12日	第1回高鍋町障がい者自立支援協議会(全体会) ・第5次高鍋町障がい者計画の策定ならびに「第7期高鍋町障がい福祉計画・第3期高鍋町障がい児福祉計画」の策定について
令和5年9月1日 ～9月15日	「高鍋町障がい者計画」及び「高鍋町障がい福祉計画・高鍋町障がい児福祉計画」に関する町民意識調査の実施 (回収率:障害者手帳の所持者…44.8%、一般町民…42.2%、 障がい福祉サービス事業所…50.0%)
令和5年11月9日	第1回高鍋町障がい者自立支援協議会(幹事会) ・町民意識調査の結果報告 ・「第4次高鍋町障がい者計画」実績報告及び評価 ・「第5次高鍋町障がい者計画」の骨子案について
令和6年1月9日	第2回高鍋町障がい者自立支援協議会(幹事会) ・「第5次高鍋町障がい者計画」素案について ・「第7期高鍋町障がい福祉計画・第3期高鍋町障がい児福祉計画」素案について
令和6年2月7日	第2回高鍋町障がい者自立支援協議会(全体会) ・「第5次高鍋町障がい者計画」(案)について ・「第7期高鍋町障がい福祉計画・第3期高鍋町障がい児福祉計画」(案)について
令和6年2月15日 ～3月6日	パブリックコメント
令和6年3月22日	第3回高鍋町障がい者自立支援協議会(全体会) ・「第5次高鍋町障がい者計画」および「第7期高鍋町障がい福祉計画・第3期高鍋町障がい児福祉計画」の決定について

第2章 高鍋町の現状

1. 人口構成

本町の令和4年度の年少人口(0歳～14歳)割合は、12.6%、生産年齢人口(15歳～64歳)割合は53.6%、高齢者人口(65歳以上)割合は33.7%となっています。

令和元年度以降の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にありますが、老年人口は年々増加しており少子高齢化社会が進行しています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年少人口 (0～14歳)	人数	2,656人	2,627人	2,589人	2,497人	2,429人
	割合	13.1%	13.0%	12.9%	12.6%	12.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	人数	11,064人	10,927人	10,740人	10,610人	10,474人
	割合	54.5%	54.1%	53.7%	53.6%	53.6%
老年人口 (65歳以上)	人数	6,565人	6,651人	6,668人	6,676人	6,622人
	割合	32.4%	32.9%	33.4%	33.7%	33.9%
合計		20,285人	20,205人	19,997人	19,783人	19,525人

<資料:総務課調(住基人口 各年度10月1日現在)>

2. 身体障がい者の状況

(1)種類別身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳の所持者数の推移については、平成30年度の1,101人から令和4年度には998人と103人の減少となっています。

令和4年度の状況を種類別にみると、「内部障がい」が最も多く432人、次いで「肢体不自由」の430人などとなっています。

種類別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	68人	69人	64人	60人	57人
聴覚・平衡機能	73人	76人	70人	74人	71人
音声・言語・そしゃく	10人	11人	12人	8人	8人
肢体不自由	498人	465人	453人	432人	430人
内部障がい	452人	440人	446人	435人	432人
合計	1,101人	1,061人	1,045人	1,009人	998人

<資料:福祉課調…各年度3月末日現在>

(2)年齢別身体障害者手帳の所持者

身体障害者手帳の所持者数を年齢別にみると、65歳以上が最も多く、令和4年度は750人となっています。

年齢別の推移を平成30年度と令和4年度で比較すると、18歳未満では、1人の増加、18～64歳では26人の減少、65歳以上では78人の減少となっています。

年齢別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	12人	13人	10人	9人	13人
18～64歳	261人	250人	252人	233人	235人
65歳以上	828人	798人	783人	767人	750人
合計	1,101人	1,061人	1,045人	1,009人	998人

<資料:福祉課調…各年度3月末日現在>

3. 知的障がい者の状況

(1)療育手帳の所持者数

療育手帳の所持者数の推移は、平成30年度の243人から令和4年度には274人と31人の増加となっています。

令和4年度の状況を手帳等級別に見ると、B2が最も多く112人、次いでAが97人、B1が65人となっています。

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	91人	93人	92人	94人	97人
B1	59人	70人	63人	66人	65人
B2	93人	97人	97人	105人	112人
合計	243人	260人	252人	265人	274人

<資料:福祉課調…各年度3月末日現在>

(2)年齢別療育手帳の所持者数

療育手帳の所持数を年齢別に見ると、18～64歳が最も多く、令和4年度は184人となっています。

年齢別の推移を平成30年度と令和4年度で比較すると、18歳未満では、14人の増加、18～64歳では19人の増加、65歳以上では2人の減少となっています。

年齢別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	51人	56人	52人	57人	65人
18～64歳	165人	177人	173人	178人	184人
65歳以上	27人	27人	27人	30人	25人
合計	243人	260人	252人	265人	274人

<資料:福祉課調…各年度3月末日現在>

4. 精神障がい者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移は、平成30年度の151人から令和4年度には208人と57人の増加となっています。

令和4年度の状況を手帳等級別に見ると、2級が最も多く106人、次いで3級が91人、1級が11人となっています。

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	10人	11人	9人	10人	11人
2級	81人	81人	77人	89人	106人
3級	60人	71人	82人	98人	91人
合計	151人	163人	168人	197人	208人

<資料:福祉課調…各年度3月末日現在>

(2) 年齢別精神障がい者保健福祉手帳の所持者数

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数を年齢別に見ると、18～64歳が最も多く、令和4年度は170人となっています。

年齢別の推移を平成30年度と令和4年度で比較すると、18歳未満では3人減少、18～64歳では49人の増加、65歳以上では11人の増加となっています。

年齢別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	5人	7人	6人	2人	2人
18～64歳	121人	125人	131人	158人	170人
65歳以上	25人	31人	31人	37人	36人
合計	151人	163人	168人	197人	208人

<資料:福祉課調…各年度3月末日現在>

5. 障害支援区分※1別の認定者数

障害支援区分別の認定者数の推移は、平成30年度の125人から令和4年度には156人と31人の増加となっています。

令和4年度の状況を区分別に見ると、区分6が最も多く43人、次いで区分3が38人、区分2が36人などとなっています。

障害支援区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	4人	4人	2人	2人	1人
区分2	23人	23人	29人	29人	36人
区分3	22人	26人	22人	28人	38人
区分4	12人	17人	21人	21人	23人
区分5	24人	19人	20人	16人	15人
区分6	40人	45人	43人	43人	43人
合計	125人	134人	137人	139人	156人

<資料:福祉課調…各年度3月末日現在>

※1 区分の数値が大きいほど支援の必要度が高くなります。

6. 補装具の給付状況

補装具の給付状況は、平成30年度に給付件数47件、給付総額が4,637,990円となっていました
が、令和4年度には給付件数55件、給付総額が6,965,841円となっています。

5年間の平均は、給付件数が45件、給付総額が約434万円となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付件数	47件	52件	37件	35件	55件
給付総額	4,637,990円	4,280,134円	2,848,544円	3,004,096円	6,965,841円

<資料:福祉課調…各年度3月末日現在>

7. 自立支援医療の状況

(1)更生医療費の状況

更生医療費の給付状況は、平成30年度に給付件数138件、給付総額が40,318,827円となっ
ていましたが、令和4年度には給付件数156件、給付総額が35,055,974円となっ
ています。

5年間の平均は、給付総数が144件、給付総額が約4,012万円となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付件数	138件	137件	144件	146件	156件
給付総額	40,318,827円	40,596,806円	46,424,690円	38,231,958円	35,055,974円

<資料:福祉課調…各年度3月末日現在>

(2)育成医療費の状況

育成医療費の給付状況は、平成30年度に給付件数2件、給付総額が120,559円となっ
ていましたが、令和4年度には給付件数3件、給付総額が80,023円となっ
ています。5年間の平均は、給付件数が約1
件、給付総額が約5万円となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付件数	2件	1件	0件	0件	3件
給付総額	120,559円	35,392円	0円	0円	80,023円

<資料:福祉課調…各年度3月末日現在>

(3)精神通院医療費の状況

精神通院医療費の給付状況は、平成30年度に受給者数が340人となっ
ていましたが、令和4年度に
は受給者数が449人と109人の増加となっています。5年間の平均は、約406人となっ
ています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	340人	363人	442人	437人	449人

<資料:福祉課調…各年度3月末日現在>

8-1. 特別支援学級の状況

本町の特別支援学級の状況は、令和4年度現在、小学校で10学級、中学校で5学級設置されており、小学校に66人、中学校に19人在籍しています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	学級数	9学級	9学級	9学級	10学級	10学級
	人数	55人	61人	59人	62人	66人
中学校	学級数	5学級	6学級	6学級	5学級	5学級
	人数	20人	25人	30人	21人	19人

<資料:学校基本調査…各年度5月1日現在>

8-2. 特別支援学校の状況

本町在住者の特別支援学校の在籍状況は、令和5年5月1日現在、児湯るぴなす支援学校に29人、みやざき中央支援学校に6人、延岡しろやま支援学校に1人、在籍しています。

児湯るぴなす支援学校		みやざき中央支援学校		延岡しろやま支援学校		みなみのかぜ支援学校	
小学部	7人	小学部	1人	小学部	0人	小学部	0人
中学部	5人	中学部	3人	中学部	1人	中学部	0人
高等部	17人	高等部	2人	高等部	0人	高等部	0人

<資料:宮崎県教育委員会特別支援教育課・高鍋町教育総務課調べ(令和5年5月1日現在)>

9. 障がい者の雇用状況

本町を管轄している、高鍋公共職業安定所管内における令和4年度の障がい者の実雇用状況は3.1%となっています。また、令和4年度の雇用達成企業割合は、66.7%となっています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
企業数 ※1	54社	53社	57社	67社	63社
算定基礎労働者数 ※2	85,730人	85,210人	89,890人	96,245人	94,515人
障がい者数 ※3	2,165人	2,190人	2,795人	2,595人	2,890人
実雇用率	2.5%	2.6%	3.1%	2.7%	3.1%
雇用率達成企業数	37社	40社	44社	45社	42社
雇用率達成企業割合	68.5%	75.5%	77.2%	67.2%	66.7%

<資料:宮崎労働局障がい者の雇用状況 各年度6月1日現在>

※2 常用労働者50人以上規模の企業数

※3 常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用率の算定の基礎となる労働者数

※4 重度身体障がい者又は重度知的障がい者は、1人の雇用で2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウント。重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)は、1人としてカウント。

重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間労働者は、0.5人としてカウント。

10. 難病患者の状況

本町の難病患者の状況は、令和4年度現在144人となっています。

平成30年度の患者数と比較をすると、令和4年度現在、患者数は13人増えています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
患者数	131人	135人	146人	140人	144人

<資料:宮崎県高鍋町保健所保健所業務概要 各年度3月末現在>

第3章 令和8年度の数値目標の設定

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本方針
令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

目標設定の考え方
本計画では、国の令和4年度末時点から5%以上(2.4人以上)の削減を基本とし、令和8年度末における施設入所者数をおよそ6%(3人)削減し、45人と推計します。 また、6%以上(2.8人以上)を地域生活に移行とすべき国の基本方針に基づいて、地域生活移行人数を3人(6.25%削減)と推計します。

《数値目標》

項目	人数	備考
現入所者数(A)	48人	令和5年3月31日の入所者数
目標年度入所者数(B)	45人	令和8年度末時点の入所者見込数
削減見込目標値(A)－(B)	3人(6.3%)	令和8年度の施設入所者の削減見込数
地域移行目標値	3人(6.3%)	施設入所からグループホーム等への移行見込数

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本方針	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となる。そのため、活動指標※を明確にし、各项の取組を積極的に推進することが必要である。 ※活動指標…27ページ参照	

目標年度	目標設定の考え方
令和 8 年度	既存の自立支援協議会を活用し、協議を行うとともに、目標設定と評価を実施します。

3. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本方針	
・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。	

整備か所数(か所)	整備形態	目標年度	1 年間の運用状況検証・検討の回数(回)
1 か所	単独	令和5年度	1 回

※令和5年12月時点予定

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本方針
・令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。 ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。 ・就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。 ・都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。

目標設定の考え方
国の基本方針を踏まえつつ、令和4年度には、一般就労への移行者数が9人を達成していることから、令和8年度の年間一般就労移行者数について、25人の目標を設定します。 今後も高鍋職業安定所、たかなべ障害者就業・生活支援センター、基幹相談支援センター、就労移行支援事業所と連携を図りながら、障がい者の雇用促進に取り組めます。

《数値目標》

項目	人数
令和3年度の一般就労移行者数(A)	2人
令和8年度における年間一般就労移行者数	25人

5. 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本方針
・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。 ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

5-1 児童発達支援センターの設置

か所数(か所)	形態	目標年度	目標設定の考え方
1 か所	西都児湯圏域	平成27年度 達成済み	継続した確保を目指すとともに、引き続き、児童発達支援センターによる保育所等訪問支援を活用します。

5-2 保育所等訪問支援の利用体制構築

令和8年度末の構築見込 (有・無)
有 (令和5年度時点構築済み)

5-3 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

か所数(か所)	形態	目標年度	目標設定の考え方
1 か所	西都児湯圏域	確保済み (令和5年度 時点)	西都児湯圏域において事業所等と連携し、今後も継続的な事業所の確保に取り組めます。

5-4 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

か所数(か所)	形態	目標年度	目標設定の考え方
1 か所	西都児湯圏域	確保済み (令和5年度 時点)	西都児湯圏域において事業所等と連携し、今後も継続的な事業所の確保に取り組めます。

5-5 医療的ケア児のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

形態	目標年度	目標設定の考え方
単独	令和3年度設置済み	高鍋町障がい者自立支援協議会の場を活用し、今後も継続して情報共有と協議を重ねます。

5-6 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

形態	目標年度	目標設定の考え方
単独	配置済み (令和5年度時点)	今後はコーディネーターの資格取得者を増やすとともに、相談および地域への働きかけ等に努めます。

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針
- 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 - 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

6-1 基幹相談支援センターの設置

令和8年度末の 設置見込み(有・無)	確保形態	令和8年度末の 主任相談支援専門員 の設置数(人)	目標設定の考え方
有 (令和5年度時点構築済み)	単独	1人	委託による基幹相談支援センターの設置を継続・維持します。

6-2 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化の取組			
令和8年度末の 地域の相談支援 事業所への 訪問による助言 指導数(回)	令和8年度末の 地域の相談機関 との連携強化の 取組の実施回数 (回)	令和8年度末の 個別事例の支援 内容の検証の 実施回数(回)	目標設定の考え方
6回	9回	8回	高鍋町障がい者(児)等基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化のために、委託相談(市町村相談支援事業)を活用した体制整備を行います。

6-3 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

協議会における地域のサービス基盤の開発・改善						
令和8年度末 の協議会にお ける相談支援 事業所の参画 による事例検 討実施回数 (回/年)	令和8年度 末の協議会 への参加事 業所数(か 所)	令和8年度 末の協議会 の専門部会 の設置(有・ 無)	専門部会の 設置目標年 度	令和8年度 末の協議会 の専門部会 の開催の有 無(有・無)	専門部会の 開催目標年 度	目標設定の考え方
1回/年	7か所	有	設置済み	有	開催 している	高鍋町障がい者自立支援協議会や相談支援部会における、地域のサービス基盤の開発・改善を行います。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針	
・令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。	

7—1 サービスの質の向上を図るための体制の構築

令和 8 年度末 の構築の見込み(有・無)	令和 8 年度末 の研修への職員の参加(人)	障害者自立支援審査支払等 システムによる審査結果		指導監査結果の関係市町村との 共有		目標設定の考え方
		令和 8 年度末 の共有体制 (有・無)	令和 8 年度末 の事業所等との共有の実施 (回数)	令和 8 年度末 の共有体制 (有・無)	令和 8 年度末 の事業所等との共有の実施 (回数)	
有	4 人	有	1 回	有	1 回	各種研修参加による職員の能力向上など、サービスの質の向上を図るための体制構築に取り組めます。

第4章 障害福祉サービス等の実績と見込み量

1. 障害福祉サービス等の種類と内容

障害者総合支援法に基づいて実施される「障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)」、「相談支援」及び児童福祉法に基づき実施される「障害児通所支援」、「障害児相談支援」の内容は以下のとおりです。

(1)障害福祉サービス(介護給付)

サービス名		主な対象者	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者等(障害支援区分1以上)及び難病患者等	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
	重度訪問介護	二肢以上に麻痺があり、常に介護を必要とする障がい者(障害支援区分4以上)及び難病患者等	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護等を総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護を行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする障がい者等(障害支援区分3以上)	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
	重度障害等 包括支援	常に介護を必要とし、意思疎通に著しい困難を有する障がい者等(障害支援区分6)で、 ①四肢の全てに麻痺等があり寝たきり状態にある者で、 ・人工呼吸器による呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある者及び難病患者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。

サービス名		主な対象者	サービス内容
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする障がい者で、 ① 49歳以下の場合は、障害支援区分3以上(施設入所は区分4以上) ② 50歳以上の場合は、障害支援区分2以上(施設入所は区分3以上)及び難病患者等	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
	療養介護	医療機関への長期入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする障がい者で、 ① ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の者 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の者及び難病患者等	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合など、一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者等(障害支援区分1以上)及び難病患者等	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。 短期入所には、福祉型と医療型があります。
居住系サービス	施設入所支援	① 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上) ② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な者及び難病患者等	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)。

(2)障害福祉サービス(訓練等給付)

サービス名		主な対象者	サービス内容
日中活動系サービス	自立訓練 (機能訓練)	地域生活への移行や地域生活を営むうえで、身体的リハビリテーションの継続、身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がい者及び難病患者等	地域生活を営むうえで、必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等をおこないます(利用者ごとに 18 か月以内の利用期間が設定されます)。
	自立訓練 (生活訓練)	地域生活への移行や地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい者および精神障がい者	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います(利用者ごとに 24 か月以内、長期入所者の場合 36 か月以内の利用期間が設定されます)。
	就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、単独での就労が困難であり、就労に必要な知識・能力の習得などの支援が必要な65歳未満の障がい者及び難病患者等	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います(利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます)。
	就労選択支援	【新規サービス】 ※令和7年10月1日施行予定	
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者	就労定着に向け、就労に伴う環境変化による生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整を行い、課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

サービス名		主な対象者	サービス内容
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営むうえで、日常生活上の介護及び援助が必要な障がい者及び難病患者等 ただし、65歳以上の身体障がい者は、65歳になる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る	共同生活を行う住居において、食事等の介護や家事などの日常生活上の支援、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者等	地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
日中活動系サービス	就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満(利用開始時に65歳未満)の障がい者及び難病患者等で、 ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験があり、現在雇用関係がない者	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行います。

サービス名		主な対象者	サービス内容
日中活動系サービス	就労継続支援B型	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかなかった者で、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される障がい者及び難病患者等 ① 就労経験があり、年齢・体力面で雇用されることが困難になった者 ② 就労移行支援を利用した結果、B型の利用が適当と判断された者 ③ ①②に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級の受給者 ④ ①②③に該当しない者で、就労移行支援等の地域資源が少なく利用することが困難と高鍋町が判断した者	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

(3)相談支援

サービス名		主な対象者	サービス内容
計画相談支援		障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての障がい者、障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい児及び難病患者等	サービス利用支援は、障がい者等の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、矯正施設などに入所・入院している障がい者及び難病患者等	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者及び難病患者等	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

(4)児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児及び難病患者等	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能に障がいがあり、機能訓練及び医療管理下での支援が必要な障がい児及び難病患者等	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。 ※令和6年度法改正により「児童発達支援」に一元化予定
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが、著しく困難な障がい児	居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児及び難病患者等	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所、その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児及び難病患者等	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
障害児相談支援	障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援)を利用する全ての障がい児及び難病患者等	障害児支援利用援助は、障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。 継続障害児支援利用援助は、障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。
障害児入所支援 (県が実施主体)	重度の障がい児及び難病患者等	障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障がい児に対して保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。また、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院している障がい児のうち、知的障がい児、肢体不自由の障がい児又は重症心身障がい児に対し治療を行います。 障害児入所支援には、福祉型と医療型があります。

2. サービス見込み量の算出方法

計画策定に向けて国や県が示した考え方、本町及び近隣地域の障害福祉サービス事業所の動向やサービス利用実績などを総合的に勘案し、障害福祉サービス等の1か月あたりのサービス量について次のとおり見込みます。

なお、障がい者等の自立した生活の支援を推進するために、障害福祉サービス事業所及びその他の社会資源の整備・充実を図っていきます。

サービスの種類	サービス見込み量の算出の考え方
訪問系サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	月あたりの延べ利用時間数＝[利用者数の見込み]×[1人あたりの利用時間数] ・利用者数の見込みは、令和2～4年度の利用者数を基に、令和2～4年度年度までの利用者数の伸び率、ニーズ調査から予測される新規利用見込者数、サービス提供体制(障害福祉サービス事業所の動向)などを勘案し算出しています。 ・1人あたりの利用時間数は、令和2～4年度の利用実績を利用者数で割戻し、令和2～4年度の利用時間数の伸び率などを勘案し算出しています。
日中活動系サービス及び障害児通所支援 ・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型) ・就労継続支援(B型) ・短期入所 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援	月あたりの延べ利用入日数＝[利用者数の見込み]×[1人あたりの利用日数] ・利用者数の見込みは、令和2～4年度の利用者数を基に、令和2～4年度年度までの利用者数の伸び率、ニーズ調査から予測される新規利用見込者数、サービス提供体制(障害福祉サービス事業所の動向)などを勘案し算出しています。 ・1人あたりの利用日数は、令和2～4年度の利用実績を利用者数で割戻し、令和2～4年度の利用時間数の伸び率などを勘案し算出しています。 ※居宅訪問型児童発達支援については、訪問教育や訪問看護、居宅訪問型保育等の利用者数を勘案し算出しています。
居住系サービス ・共同生活援助 ・施設入所支援 ・自立生活援助 日中活動系サービス ・療養介護 ・就労定着支援 ・相談支援等 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・障害児相談支援	月あたりの延べ利用人数＝[利用者数の見込み] ・利用者数の見込みは、令和2～4年度の利用者数を基に、令和2～4年度年度までの利用者数の伸び率、ニーズ調査から予測される新規利用見込者数、入所施設等からの地域移行見込者、サービス提供体制(障害福祉サービス事業所の動向)、などを勘案し算出しています。 ※自立生活援助については、地域移行支援や地域定着支援の利用者数等を勘案し算出しています。 ※就労定着支援については、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の過去の実績を踏まえて一般就労に移行した人数を勘案し算出しています。

3. 障害福祉サービス等の見込み量

(1) 訪問系サービス

ア) 令和3年度から令和5年度までの計画・実績

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	計画	30 人	32 人	33 人
		456 時間	531 時間	607 時間
	実績	33 人	29 人	38 人
		473 時間	498 時間	527 時間
同行援護	計画	13 人	13 人	13 人
		258 時間	262 時間	265 時間
	実績	9 人	15 人	11 人
		225 時間	308 時間	192 時間

※令和5年度実績については推計値

※単位:1か月あたりの利用人数・利用時間

イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	計画	46 人 600 時間	47 人 610 時間	48 人 625 時間
重度訪問介護		0 人 0 時間	0 人 0 時間	1 人 248 時間
行動援護		1 人 15 時間	1 人 15 時間	2 人 30 時間
重度障害者等包括支援		0 人 0 単位	0 人 0 単位	1 人 80,000 単位
		16 人 330 時間	17 人 350 時間	18 人 370 時間

※単位:1か月あたりの利用人数・利用時間

(2) 日中活動系サービス

ア) 令和3年度から令和5年度までの計画・実績

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	計画	74 人	75 人	76 人
		1,554 人日	1,575 人日	1,596 人日
	実績	73 人	78 人	78 人
		1,602 人日	1,586 人日	945 人日
自立訓練(機能訓練)	計画	2 人	3 人	3 人
		46 人日	69 人日	69 人日
	実績	0 人	0 人	0 人
		0 人日	0 人日	0 人日
自立訓練(生活訓練)	計画	5 人	5 人	5 人
		95 人日	95 人日	95 人日
	実績	7 人	4 人	3 人
		99 人日	69 人日	60 人日

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	計画	16 人	17 人	18 人
		287 人日	304 人日	322 人日
	実績	17 人	12 人	10 人
		272 人日	230 人日	125 人日
就労継続支援A型	計画	37 人	40 人	44 人
		738 人日	802 人日	870 人日
	実績	36 人	37 人	37 人
		723 人日	748 人日	468 人日
就労継続支援B型	計画	76 人	79 人	81 人
		1,431 人日	1,481 人日	1,529 人日
	実績	75 人	82 人	83 人
		1,418 人日	1,499 人日	1,022 人日
就労定着支援	計画	6 人	7 人	11 人
	実績	3 人	0 人	6 人
療養介護	計画	9 人	9 人	9 人
	実績	7 人	7 人	7 人
短期入所(福祉型)	計画	9 人	10 人	10 人
		63 人日	70 人日	70 人日
	実績	7 人	9 人	9 人
		54 人日	58 人日	58 人日
短期入所(医療型)	計画	3 人	4 人	4 人
		21 人日	28 人日	28 人日
	実績	1 人	2 人	2 人
		2 人日	21 人日	13 人日

※令和5年度実績については推計値

※単位:1か月あたりの利用人数・利用日数(人日)

※人日=(1か月あたりの利用人数)×(1人1か月あたりの平均利用日数)

イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	計画	80 人	82 人	85 人
		1,680 人日	1,722 人日	1,785 人日
自立訓練(機能訓練)		1 人	2 人	3 人
		23 人日	46 人日	69 人日
就労選択支援		0 人	8 人	8 人
自立訓練(生活訓練)		5 人	5 人	5 人
		95 人日	95 人日	95 人日
就労移行支援		16 人	17 人	18 人
		287 人日	304 人日	322 人日
就労継続支援A型		44 人	47 人	50 人
		870 人日	934 人日	998 人日
就労継続支援B型		95 人	97 人	100 人
		1,805 人日	1,843 人日	1,900 人日
就労定着支援		6 人	7 人	11 人
療養介護		9 人	9 人	9 人
短期入所(福祉型)		11 人	12 人	12 人
		77 人日	84 人日	84 人日
短期入所(医療型)		3 人	4 人	4 人
		21 人日	28 人日	28 人日

※単位:1か月あたりの利用人数・利用日数(人日)

※人日=(1か月あたりの利用人数)×(1人1か月あたりの平均利用日数)

(3)居住系サービス

ア) 令和3年度から令和5年度までの計画・実績

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画	3 人	4 人	5 人
	実績	0 人	0 人	0 人
共同生活援助	計画	17 人	19 人	22 人
	実績	20 人	28 人	27 人
施設入所支援	計画	53 人	50 人	49 人
	実績	51 人	48 人	48 人

※令和5年度実績については推計値

※単位:1か月あたりの利用人数

イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	計画	3 人	4 人	5 人
共同生活援助		24 人	26 人	29 人
施設入所支援		47 人	46 人	45 人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施 回数)		1 箇所(年間)	1 箇所(年間)	1 箇所(年間)
		1 回(年間)	1 回(年間)	1 回(年間)

※単位: 1カ月あたりの利用人数

(4)相談支援

ア) 令和3年度から令和5年度までの計画・実績

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画	63 人	71 人	81 人
	実績	69 人	67 人	54 人
地域移行支援	計画	2 人	2 人	2 人
	実績	0 人	2 人	2 人
地域定着支援	計画	2 人	3 人	4 人
	実績	1 人	0 人	0 人

※単位:1か月あたりの利用人数

イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	計画	71 人	79 人	89 人
地域移行支援		2 人	2 人	2 人
地域定着支援		2 人	3 人	4 人

※単位:1か月あたりの利用人数

(5)障害児通所支援・障害児相談支援

ア)令和3年度から令和5年度までの計画・実績

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	計画	38 人	41 人	44 人
		321 人日	346 人日	372 人日
	実績	59 人	56 人	44 人
		438 人日	424 人日	373 人日
医療型児童発達支援 (※令和6年度より児童発達支援に一元化)	計画	0 人	0 人	0 人
		0 人日	0 人日	0 人日
	実績	0 人	0 人	0 人
		0 人日	0 人日	0 人日
放課後等デイサービス	計画	39 人	40 人	41 人
		469 人日	483 人日	498 人日
	実績	53 人	60 人	66 人
		795 人日	1,025 人日	1,005 人日
保育所等訪問支援	計画	6 人	8 人	10 人
		12 人日	16 人日	20 人日
	実績	5 人	4 人	2 人
		5 人日	4 人日	2 人日
居宅訪問型児童発達支援	計画	1 人	1 人	1 人
		4 人日	4 人日	4 人日
	実績	0 人	0 人	0 人
		0 人日	0 人日	0 人日
障害児相談支援	計画	27 人	28 人	29 人
	実績	30 人	21 人	27 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	計画	0 人	0 人	1 人
	実績	0 人	0 人	2 人

※令和5年度実績については推計値

※単位:1か月あたりの利用人数・利用日数(人日)

※人日=(1か月あたりの利用人数)×(1人1か月あたりの平均利用日数)

イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	計画	47 人	50 人	53 人
		397 人日	422 人日	448 人日
放課後等デイサービス		60 人	60 人	60 人
		1,025 人日	1,025 人日	1,025 人日
保育所等訪問支援		6 人	8 人	10 人
		12 人日	16 人日	20 人日
居宅訪問型児童発達支援		1 人	1 人	1 人
		4 人日	4 人日	4 人日
障害児相談支援		27 人	28 人	29 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置人数		1 人	1 人	1 人

※単位:1か月あたりの利用人数・利用日数(人日)

※人日=(1か月あたりの利用人数)×(1人1か月あたりの平均利用日数)

4. その他活動指標の設定

国が令和5年5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指標」、「宮崎県障がい福祉計画・宮崎県障がい児福祉計画」及び本町の現状を踏まえ、以下のとおり活動指標を設定し、指標に基づく各種取組・事業の推進を図ります。

(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア) 令和6年度から令和8年度までの見込み

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	計画	1 回(年間)	1 回(年間)	1 回(年間)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数		20 人(年間)	20 人(年間)	20 人(年間)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1 回(年間)	1 回(年間)	1 回(年間)
精神障害者の地域移行支援		1 人(月間)	1 人(月間)	1 人(月間)
精神障害者の地域定着支援		1 人(月間)	1 人(月間)	1 人(月間)
精神障害者の共同生活援助		3 人(月間)	3 人(月間)	3 人(月間)
精神障害者の自立生活援助		1 人(月間)	1 人(月間)	1 人(月間)
精神障害者の自立訓練(生活訓練)		1 人(月間)	1 人(月間)	1 人(月間)

(2)相談支援体制の充実・強化のための取組－基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

ア) 令和6年度から令和8年度までの見込み

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所への訪問による助言指導数	計画	3 件(年間)	3 件(年間)	6 件(年間)
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		9 件(年間)	9 件(年間)	9 件(年間)
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数		8 回(年間)	8 回(年間)	8 回(年間)
基幹相談支援センターに配置する主任相談支援専門員の数		1 人(年間)	1 人(年間)	1 人(年間)

(3) 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

ア) 令和6年度から令和8年度までの見込み

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	計画	1 件(年間)	1 件(年間)	1 件(年間)
協議会への参加事業所数		7 箇所(年間)	7 箇所(年間)	7 箇所(年間)
協議会の専門部会の設置数		2 部会(年間)	2 部会(年間)	2 部会(年間)
協議会の専門部会の開催回数		24 回(年間)	24 回(年間)	24 回(年間)

(4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

ア) 令和6年度から令和8年度までの見込み

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有実施	計画	1 回(年間)	1 回(年間)	1 回(年間)
指導監査結果の関係市町村との共有		1 回(年間)	1 回(年間)	1 回(年間)

第5章 地域生活支援事業

障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村が主体となって地域の特性やニーズに応じた柔軟なサービスを効果的・効率的に展開する事業です。障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的としています。

1. 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修及び啓発活動を通じて地域住民への働きかけを強化します。

【理解促進研修・啓発事業 実施の有無】

ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

《取り組み方法等》

灯籠まつりでの啓発活動、たかなべまごころサポーター養成研修の開催、民生委員児童委員協議会及び自治公民館連絡協議会等への理解促進研修に取り組みます。

2. 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【自発的活動支援事業 実施の有無】

ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

《取り組み方法等》

団体等が自発的に行うピアサポート活動等に対して支援を行います。

3. 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、虐待の防止及びその早期発見、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【相談支援事業 実施箇所数】

	ア) 令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所
実績	6箇所	7箇所	7箇所			

※令和5年度については推計値

《取り組み方法等》

指定一般又は指定特定相談支援事業所への委託により事業を実施します。基幹相談支援センターを軸に、相談支援事業所、福祉、教育の各行政機関、医療機関、民間事業所等、各関係機関との連携体制を強化し、相談支援の充実に取り組みます。

【基幹相談支援センター 設置の有無】

ア) 令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

《取り組み方法等》

指定特定相談支援事業所である社会福祉法人高鍋町社会福祉協議会への委託により事業を実施します。社会福祉協議会が行う総合相談及び地域包括支援センター、子ども家庭支援センターとの連携を強化し、総合的な相談支援体制の構築を図ります。

(2) 市町村相談支援機能強化事業

町における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

【市町村相談支援機能強化事業 実施の有無】

ア) 令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

《取り組み方法等》

基幹相談支援センターに専門的職員(社会福祉士・精神保健福祉士等)を配置し、困難な事例等に対応します。

(3)住居入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。

【住居入居等支援事業 実施の有無】

ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

《取り組み方法等》

指定一般又は指定特定相談支援事業所への委託により事業を実施します。

4. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

【成年後見制度利用支援事業(町長申立・報酬助成) 年間実利用者数】

	ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	5人	7人	9人	2人	2人	2人
実績	2人	1人	1人			

※令和5年度については推計値

《取り組み方法等》

事業の普及・啓発に努め、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

【成年後見制度法人後見支援事業 実施の有無】

ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

《取り組み方法等》

令和3年4月に設置された「こゆ成年後見支援センター」の周知を行うとともに、個別事例の相談・関係職員の研修受講等の連携を図りながら、成年後見制度の普及啓発・利用促進に取り組みます。

6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障がいによって意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳者及び要約筆記者等の派遣等を行い、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援します。

(1)手話通訳者・要約筆記者派遣事業

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業 年間実利用件数】

	ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	26人	26人	26人	18人	18人	18人
実績	11人	12人	17人			

※令和5年度については推計値

《取り組み方法等》

宮崎県聴覚障害者協会への委託により事業を実施します。

(2)手話通訳者設置事業

【手話通訳者設置事業 実設置者数】

	ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	1人	1人	1人	0人	1人	1人
実績	0人	0人	0人			

※令和5年度については推計値

《取り組み方法等》

手話通訳を行える職員による生活相談等に取り組めます。

7. 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者、難病患者等に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。

【日常生活用具給付等事業年間給付等件数】

区分		ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ)令和6年度から令和8年度までの見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	計画	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	実績	0件	2件	3件			
自立生活支援用具	計画	2件	2件	2件	2件	2件	2件
	実績	1件	1件	3件			
在宅療養等支援用具	計画	1件	1件	1件	2件	2件	2件
	実績	2件	8件	1件			
情報・意思疎通支援用具	計画	2件	2件	2件	2件	2件	2件
	実績	1件	2件	1件			
排泄管理支援用具	計画	458件	487件	518件	520件	525件	530件
	実績	497件	531件	524件			
在宅生活動作補助用具	計画	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	実績	2件	0件	1件			

※令和5年度については推計値

《取り組み方法等》

給付の判断等が困難な場合には、宮崎県身体障害者相談センター等に助言を求め、適切な支給を行います。また、年間の需要量を把握し計画的な給付を行うとともに、再給付に係る申請については、耐用年数を勘案したうえで適切に再給付を行います。

8. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

【手話奉仕員養成研修事業 年間実養成講習終了者数】

	ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ)令和6年度から令和8年度までの見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	3人	0人	3人	0人	6人	0人
実績	4人	0人	5人			

※令和5年度については推計値

《取り組み方法等》

宮崎県聴覚障害者協会へ委託し、養成研修を実施します。

9. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【移動支援事業 年間実利用者数及び延べ利用時間数】

	ア) 令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	11人	14人	18人	18人	18人	18人
実績	14人	16人	10人			
計画	718時間	770時間	826時間	696時間	714時間	732時間
実績	782時間	619時間	663時間			

※令和5年度については推計値

《取り組み方法等》

本町が指定する事業者と利用者の契約による移動支援事業を実施します。また、安定したサービス提供を図るため指定事業者の確保に努めます。

10. 地域活動支援センター事業

障がい者等に対し、通所による創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進や地域生活支援の促進を図ります。

【地域活動支援センター 実施箇所数及び年間実利用者数】

	ア) 令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
実績	2箇所	2箇所	2箇所			
計画	14人	16人	18人	4人	4人	4人
実績	4人	4人	4人			

※令和5年度については推計値

《取り組み方法等》

本町においては、地域活動支援センターを実施する事業者がないため、社会福祉法人清樹会(すみよし)及びNPO法人ハッピーデイズへの委託により事業を実施します。また、町内において事業を実施する事業所及びボランティア団体等の開拓に努めます。

11. 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保することで、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を図ります。また、障がい者等に活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練を行います。

【日中一時支援事業 年間実利用者数及び延べ利用回数】

	ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	44人	51人	59人	14人	16人	18人
実績	27人	22人	12人			
計画	6,310回	7,593回	9,137回	1,100回	1,250回	1,400回
実績	2,720回	1,556回	926回			

※令和5年度については推計値

《取り組み方法等》

本町が指定する事業者と利用者の契約による日中一時支援事業を実施します。また、安定したサービス提供を図るため指定事業者の確保に努めます。

12. 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、広報紙及び地域生活をするうえで必要度の高い情報などを点訳し、定期的又は必要に応じて適宜提供します。

【点字・声の広報等発行事業 年間発行回数】

	ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	34回	34回	34回	34回	34回	34回
実績	34回	34回	34回			

※令和5年度については推計値

《取り組み方法等》

ボランティア団体点訳サークル「おすず」の協力のもと、町が発行するお知らせたかなべ、広報たかなべ、議会だより等を点訳し視覚障がい者へ提供します。

13. スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催します。

【スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 年間開催回数】

	ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	3回	3回	3回	3回	3回	3回
実績	2回	2回	2回			

※令和5年度については推計値

《取り組み方法等》

視覚障害者福祉会及び身体障害者福祉会への委託により、陶芸教室、タンDEM自転車体験、障がい者スポーツ大会等を開催します。

14. 生活訓練等事業

障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

【生活訓練等事業 年間開催回数】

	ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	1回	1回	1回	1回	1回	1回
実績	0回	1回	1回			

※令和5年度については推計値

《取り組み方法等》

視覚障害者福祉会への委託により、料理教室等を開催します。

15. 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な重度の身体障がい者(児)に対して、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るために、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

【訪問入浴サービス事業 年間実利用者数及び延べ利用回数】

	ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実績	0人	0人	0人			
計画	54回	54回	54回	54回	54回	54回
実績	0回	0回	0回			

※令和5年度については推計値

《取り組み方法等》

本町に登録する事業者と利用者の契約による訪問入浴サービス事業を実施します。

16. 福祉ホーム事業

現に住居を求めている障がい者に対する居室その他の設備の提供を行い、日常生活に必要な便宜を供与します。

【福祉ホーム事業 年間実利用者数】

	ア)令和3年度から令和5年度までの実績			イ) 令和6年度から令和8年度までの見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実績	1人	1人	1人			

※令和5年度については推計値

《取り組み方法等》

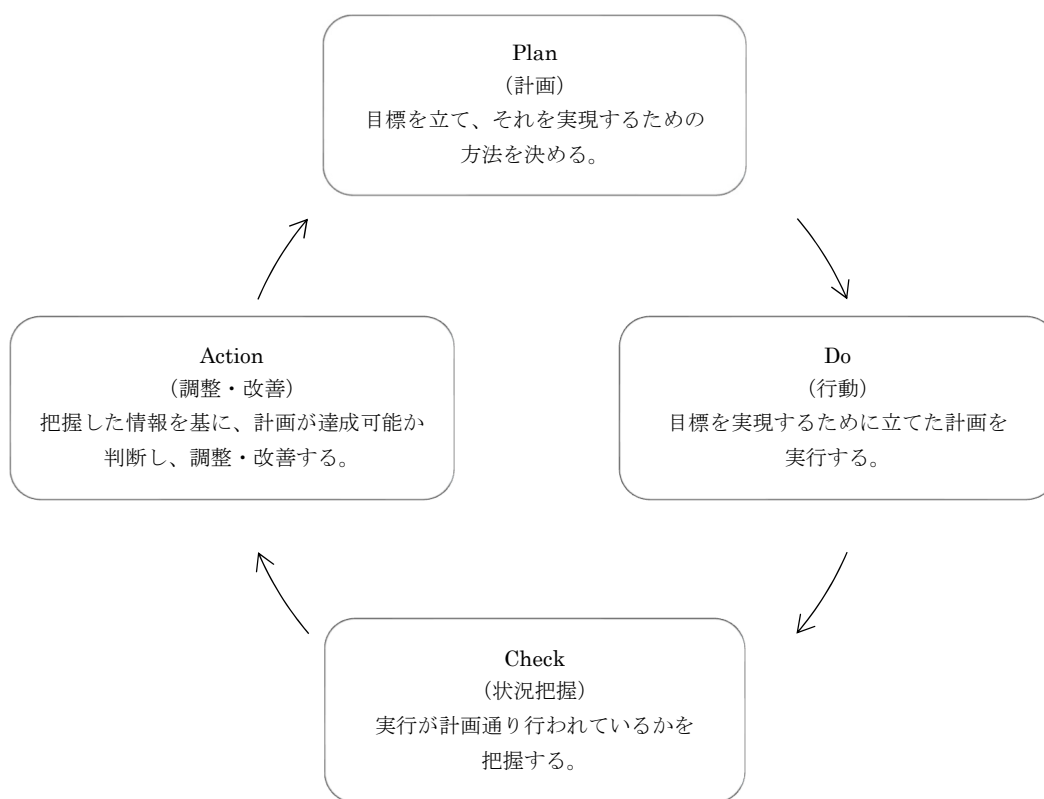
本町に登録する事業者と利用者の契約による福祉ホーム事業を実施します。

第6章 計画の推進

1. PDCA サイクルによる計画の推進

本計画の推進にあたっては、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障がい者団体等のほか、障がい者の支援に係わる保健、医療、教育、就労、地域の理解と協力が不可欠です。また、計画の進行管理や達成度の検証を行うことが必要です。

そのため、「高鍋町障がい者自立支援協議会」を主体として、サービスの供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の進捗状況の分析・評価を行うなど、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「見直し(Action)」という一連の流れ(PDCA サイクル)を繰り返しながら、計画の着実な推進を図っていきます。



2. 計画の見直し

PDCAサイクルにより評価を行う以上、計画の見直しは必要不可欠です。計画の定期的見直しのほか、計画の中間評価として分析・評価を毎年度行い、必要がある場合は計画の変更や事業の見直しを行います。

参考資料

「高鍋町障がい者計画」及び「高鍋町障がい福祉計画・高鍋町障がい児福祉計画」に関する町民意識調査の概要

※調査結果は「第5次 高鍋町障がい者計画」に掲載しています。

1. 調査の目的

「第5次高鍋町障がい者計画」及び「第7期高鍋町障がい福祉計画・第3期高鍋町障がい児福祉計画」の策定にあたり、町民の考えや意見、実態等を把握し、その基礎資料とします。

2. 調査の方法

(1)調査対象者

ア.町内在住の障害者手帳の所持者(自立支援医療(精神通院)利用者含む)500人

イ.町内在住で18歳以上の一般町民1,000人を住民基本台帳から無作為抽出

ウ.町内及び近隣に所在する障がい福祉サービス事業所30カ所

(2)調査の方法

郵送方式

(3)調査の期間

令和5年9月1日～9月15日

3. 調査票の回収率

	回収率	回答数	調査数
ア. 障害者手帳の所持者	44.8%	224人	500人
イ. 一般町民	42.2%	422人	1,000人
ウ. 事業所	50.0%	15カ所	30カ所

高鍋町障がい者自立支援協議会設置要綱

平成24年9月3日

高鍋町訓令第52号

(設置)

第1条 地域における障害福祉に関し、関係機関が連携を図り、障害者等の支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うために障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者等
- (3) 障害福祉団体関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 雇用関係機関
- (6) 教育関係者
- (7) 自治公民館長
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 学識経験者
- (10) その他町長が必要と認めた者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第5条 協議会には、必要に応じ、専門部会等を設置することができる。

(協議事項)

第6条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域における相談支援体制の整備、強化に関する事。
- (2) 困難な事例への対応、調整等に関する事。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークに関する事。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善等に関する事。
- (5) 障害福祉計画の具体化に向けた協議、提言に関する事。
- (6) その他協議会が必要と認める事。

(秘密の保持)

第7条 協議会の委員及び部会員は、個人情報の保護に十分留意し、職務上知り得た秘密は他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのないもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

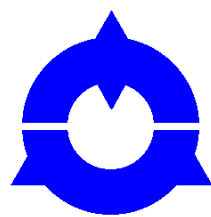
附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

令和5年度 高鍋町障がい者自立支援協議会 委員名簿

任期：令和5年7月12日～令和8年7月11日

	団体・事業所名			区 分
1	高鍋町相談支援部会	相談支援専門員	掛越 周一	相談支援事業者
2	うからの里高鍋事業所	支援課長	吉野 直彦	障害福祉サービス事業者
3	社会福祉協議会居宅介護事業所	訪問介護員	永友 美恵	障害福祉サービス事業者
4	NPO法人しろはと工房	理事長	黒木 誠	障害福祉サービス事業者
5	特定非営利活動法人ふあむ・ふぁーむ	理事長	渡邊 幸子	障害福祉サービス事業者
6	高鍋町視覚障害者福祉会	会長	井上 新一	障がい者団体
7	キャンパス☆きっず	相談支援専門員	蓑毛 美奈子	障がい者団体
8	医療法人 恵喜会 西都病院 地域支援相談室	精神保健福祉士	米田 真由美	保健・医療関係
9	高鍋保健所 健康づくり課	主任技師	近藤 彰子	保健・医療関係
10	高鍋公共職業安定所	職業指導官	飯村 祐哉	雇用関係機関
11	たかなべ就業・生活支援センター	センター長	山本 明憲	雇用関係機関
12	児湯るびなす支援学校	教頭	花野 寿臣	教育関係者
13	高鍋町教育委員会	教育総務課長	横山 英二	教育関係者
14	自治公民館連絡協議会	評議員	八代 輝幸	自治公民館長
15	民生委員児童委員協議会	障がい部委員	黒岩 悦子	民生委員 児童委員
16	児湯福祉事務所	地域福祉課長	田代 健二	学識経験者
17	障がい者（児）の保護者		原 美穂	町長が認めた者
18	こゆ成年後見支援センター	主事	合田 明美	町長が認めた者
19	社会福祉法人 高鍋町社会福祉協議会	会長 令和5年11月12日まで	岩崎 信や	町長が認めた者
		令和5年11月13日から	中武 功見	
20	高鍋町 福祉課	課長	杉田 将也	町長が認めた者
21	高鍋町 福祉課 地域福祉係	係長	兵藤 衣重	事務局
22	高鍋町 福祉課 地域福祉係	主任主事	房野 弘太郎	
23	障がい者（児）等基幹相談支援センター	主任	竹原 祐二	
24	障がい者（児）等基幹相談支援センター	主事	上杉 有紀	
25	障がい者（児）等基幹相談支援センター	主事	三好 麻美	



第7期 高鍋町障がい福祉計画
第3期 高鍋町障がい児福祉計画
令和6年3月

発行:高鍋町 福祉課
〒884-8655 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地
TEL:0983-26-2009 FAX:0983-23-6303